

「国造本紀」の国造系譜

篠川 賢

-
- | | |
|--------------|----------------|
| はじめに | 2. 同系国造の検討 |
| 1. 記紀の系譜との比較 | 3. 「国造本紀」の成立過程 |
-

論文要旨

『先代旧事本紀』巻10に取められる「国造本紀」は、序文と本文からなり、本文には130ほどの国造名が掲げられ、そのそれぞれに国造の設置時期と、初代国造の系譜を記した伝文が載せられている。本稿は、そのうちの系譜部分の史料性を検討し、それを通して「国造本紀」の成立過程を考察したものである。

「国造本紀」の国造系譜が、単に『古事記』『日本書紀』などの古文献にみえる国造系譜の寄せ集めではないこと、また『先代旧事本紀』の編者による創作でもないことは、今日一般的に認められている。本稿では、まず「国造本紀」の国造系譜を『古事記』『日本書紀』のそれと比較検討することによって、この点を改めて確認した。

次いで「国造本紀」の国造系譜の内容・表記等に検討を加え、それは、基本的には各国造氏が実際に称えてきたところの系譜を伝えたものであること、またその系譜が形成された時期は6世紀中頃から後半にかけての時期と考えられることを述べた。そしてそのことから、「国造本紀」の成立過程については、大宝2年(702)に国造氏が決定された際に、各国造氏からそれぞれが称えてきたところの系譜を記したものが提出され、それに基づいて「国造記」が作成され、さらにその「国造記」を原資料として「国造本紀」の国造系譜が書かれたと考えられるとした。

はじめに

「国造本紀」は『先代旧事本紀』の1巻であり、その最後の巻10に収められている。『先代旧事本紀』については、聖徳太子・蘇我馬子らの撰によるとの序文が付されているものの、それは後世の仮託であり、実際には、平安時代の前期から中期にかけてのある時期に、物部氏系の人物によって、『古事記』『日本書紀』『古語拾遺』などの記事を寄せ集めて編纂されたものと考えられて⁽¹⁾いる。ただし、同書には独自の資料に基づいたとみられる部分も含まれており、とくに「国造本紀」に関しては、依拠すべき原資料の存在したことが指摘されている。これらの点については、⁽²⁾今日ほぼ異論のないところと思われるが、「国造本紀」およびその原資料の史料性の問題や、その成立過程については、いまなお共通した理解が得られていない。

「国造本紀」は、序文と本文からなり、本文にはおよそ130ほどの国造名が掲げられ、そのそれぞれに国造の設置時期と、初代国造の系譜を記した伝文が載せられている。本稿は、そのうちの系譜部分の史料性を検討し、それを通して「国造本紀」の成立過程を考えようとしたものである。なお、「国造本紀」の国造名や国造の設置時期を記した部分、またその序文などの史料性については、⁽³⁾別稿で一応の検討を果たしており、あわせて参照願えればさいわいである。

1. 記紀の系譜との比較

「国造本紀」の掲げる国造の条項は全部で135を数えるが、その中には国造とはなく、国司とある例が、和泉国司・摂津国司・出羽国司・丹後国司の4例存在し、それらの伝文にはいずれも国の設置のことのみに記されている。また美作国造の場合も、国造とはあるが、その伝文は美作国の設置を述べているだけであり、他の例からすると、美作国司とあるべきところである。また最後に掲げられている多嶺嶋の場合は、「国造本紀」の中で唯一その伝文を欠く例であり、国造名ではなく「多嶺嶋」という島名を掲げているのも異例である。これらの例を差し引くと、「国造本紀」には129の国造（伊吉嶋造・津嶋県直を含む）が掲げられていることになる。ただその実数を数える場合、さらに問題となるのは、山城国造と山背国造、无邪志国造と胸刺国造、加我国造と加宜国造という、同名（同音）の国造を掲げている例が3例存在している点である。

これらの例については、ふつう重複とみなされているが、各国造の伝文はそれぞれ異なった内容になっており、別個の国造とみる説もある。重複とみた場合は、伝文の内容の異なる点が多く説明できないし、また別個の国造とみた場合には、現実に国造制下において同名（同音）の国造が隣接して併存するようなことがあったのか、という疑問が生ずる。しかし、別稿で述べたとおり、「国造本紀」の国造は、大宝2年（702）に定められた国造氏を掲げたもの⁽⁴⁾と考えるべきであり、そう考えれば、前述のような疑問も生じないのである。つまり、現実に存在した国造は、

ヤマシロ国造・ムサシ国造・カガ国造それぞれ1国造ずつであったが、それぞれの国造氏に認定された氏は2氏ずつ存在し、それが「国造本紀」に掲げられているとみられるのである。⁽⁵⁾

したがって、これらを重複とみる必要はなく、「国造本紀」には129の国造氏が掲げられていることになるが、そのほかに、独立した条項は欠いているが、火国造条に大分国造の名がみえている。この大分国造を加えた130の国造氏のうち、『古事記』『日本書紀』にその系譜についての記載のみえるものは、半数近い58例を数える。それらを表にしてまとめると、次のとおりである。

表1 「国造本紀」と記紀の系譜の対応関係

	国 造 名	氏 姓	『古 事 記』	『日 本 書 紀』
(1)	大倭国造	大倭直	◎(倭国造)	◎(倭直)
(2)	凡河内国造	凡河内直	×(凡川内国造)	×(凡川内直)
(3)	山城国造	山代直	×(山代国造)	×(山代直)
(4)	山背国造	山代直	×(山代国造)	×(山代直)
(5)	伊賀国造	伊賀臣? 阿保君?		×(伊賀臣)
(6)	尾張国造	尾張連		◎(尾張連)
(7)	穂国造	穂別?	×(三川之穂別)	
(8)	遠淡海国造	?	×(遠江国造)	
(9)	廬原国造	廬原公	×(五百原君)	
(10)	甲斐国造	日下部直	◎(甲斐国造)	
(11)	无耶志国造	笠原直	○(无耶志国造)	○(武蔵国造)
(12)	胸刺国造	?	×(无耶志国造)	×(武蔵国造)
(13)	馬來田国造	?	○(馬來田国造)	
(14)	上海上国造	檜前舍人直	△(上菟上国造)	
(15)	伊基国造	春日部直? 伊基直?	○(伊自牟国造)	
(16)	武社国造	武射臣	○(牟耶臣)	
(17)	下海上国造	海上国造他田日奉部直	○(下菟上国造)	
(18)	茨城国造	壬生連	◎(茨木国造)	◎(茨城国造)
(19)	仲国造	壬生直	○(常道仲国造)	
(20)	淡海国造	安直	△(近淡海之安直) 近淡海之安国造)	
(21)	額田国造	額田国造?	○(近淡海国造)	
(22)	三野前国造	?	△(三野国造 三野国之本巢国造)	
(23)	三野後国造	牟宜都君?	×(牟宜都君)	×(身毛津君)
(24)	上毛野国造	上毛野君	◎(上毛野君)	◎(上毛野君)
(25)	下毛野国造	下毛野君	◎(下毛野君)	◎(下毛野君)
(26)	道口岐閉国造	?	○(道尻岐閉国造)	
(27)	石城国造	石城直?	×(道奥石城国造)	
(28)	科野国造	他田舍人? 金刺舍人?	◎(科野国造)	
(29)	高志国造	高志公? 道君?		○(越国造)
(30)	能等国造	能登臣	×(能登臣)	
(31)	羽咋国造	羽咋君	◎(羽咋君)	
(32)	但遲麻国造	多遲麻君?	△(多遲摩国造)	
(33)	出雲国造	出雲臣	△(出雲国造)	◎(出雲臣)
(34)	針間国造	針間別(のち佐伯直)		◎(播磨別)
(35)	上道国造	上道臣	×(吉備上道臣)	◎(上道臣)
(36)	三野国造	三野臣		◎(三野臣)

	国 造 名	氏 姓	『古 事 記』	『日 本 書 紀』
37	下道国造	下道臣	○(吉備下道臣)	◎(下道臣)
38	加夜国造	香屋臣		◎(香屋臣)
39	笠臣国造	笠臣	○(吉備笠臣)	◎(笠臣)
40	吉備穴国造	阿那臣?	○(阿那臣)	
41	吉備風治国造 (品カ)	品遅君?	○(吉備品遅君)	
42	周防国造	周防凡直	○(周防国造)	
43	都怒国造	都奴臣	◎(都奴臣)	
44	阿武国造	阿牟君?		×(阿牟君)
45	紀伊国造	紀直	×(木国造)	×(紀直)
46	讃岐国造	讃岐凡直? 佐伯直?		◎(讃岐国造)
47	伊余国造	凡直	○(伊余国造)	
48	久味国造	久米直?	×(久米直)	
49	筑志国造	筑紫君		◎(筑紫国造)
50	竺志米多国造	米多君	△(筑紫之米多君)	
51	宇佐国造	宇佐君		△(菟狭国造)
52	国前国造	国前臣	×(国前臣)	
53	火国造	火君	○(火君)	
54	阿蘇国造	阿蘇君	◎(阿蘇君)	
55	日向国造	?	◎(日向国造)	◎(日向国造)
56	伊吉嶋造	杵岐直		×(杵伎直)
57	津嶋県直	津嶋県直?	×(津嶋県直)	
58	大分国造	大分君	○(大分君)	

表中の◎・○・△印は「国造本紀」の系譜と記紀のそれとが符合する例であり、×印は系譜を異にする例である。前者を3つに分けたのは、同じく符合するといっても、「国造本紀」の系譜にいう始祖が記紀の始祖にまさしく一致する例(◎印)もあれば、それが記紀の始祖に直接には結びつけられていない例(○印)もあり、またそれが記紀の始祖よりさかのぼったところに求められている例(△印)もあるからである。たとえば、(40)の甲斐国造の場合は、『古事記』の欄に◎印をつけてあるが、これは、「国造本紀」の甲斐国造条に「纏向日代朝世。狭穂彦王三世孫臣知津彦公此字塩海足尼。定-賜国造-」とあり、『古事記』(開化天皇段)にも「沙本毗古王者。日下部連、甲斐国造之祖。」とあって、両者に同一の始祖の名がみえている例である。また(13)の馬來田国造の場合は、『古事記』の欄に○印をつけてあるが、これは、『古事記』(神代、天安河之字氣比段)には「天津日子根命者。……馬來田国造等之祖也。」とあり天津日子根命を始祖とするが、「国造本紀」には「志賀高穴穗朝御世。茨城国造祖建許呂命児深河意弥命。定-賜国造-」とあって直接にはその始祖を天津日子根命に結びつけておらず、茨城国造条に「輕嶋豊明朝御世。天津彦根命孫筑紫刀禰。定-賜国造-」とあることによってはじめて「国造本紀」においても天津彦根命(天津日子根命)系の系譜を称していることがわかる例である。また(51)の宇佐国造の場合は、『日本書紀』の欄に△印をつけてあるが、これは『日本書紀』(神武天皇即位前紀)に菟狭津彦・菟狭津媛を菟狭国造(宇佐国造)の祖とする伝えがみえるが、「国造本紀」では「檀原朝。高魂尊孫宇佐都彦命。定-賜国造-」とあり、宇佐国造の始祖を高魂尊にさかのぼらせている例である。

さて、表1をみてまず気がつくことは、「国造本紀」の系譜の多くは記紀のそれと符合しているということである。このことから、「国造本紀」の系譜が記紀をはじめとする古文献に基づいて作られたということも考えられるが、「国造本紀」の系譜にいう始祖が直接記紀の始祖に結びつけられていない例（○印）がかなり存在することや、それが記紀の始祖と一致する例（◎印）でも、そこには記紀にみえない独自の記載があることなどからすると、すでに指摘されているとおり、⁽⁶⁾国造関係の原資料が存在し、記紀の系譜も「国造本紀」の系譜も、ともにその原資料に基づいている、と考えた方がよいであろう。また「国造本紀」の伝文に氏の名が記される場合は、物部連・膳臣・阿閉臣などというように、必ず天武朝の改賜姓以前の表記がとられているのであり、この点も前述のように考える際の論拠になろう。

ただし一方において、記紀と異なる系譜を伝える例（×印）のあることは、「国造本紀」の系譜の史料性を疑わせることにもなるであろうし、また記紀の系譜よりも始祖をさかのぼらせている例（△印）のあることは、それがより新しい伝えであることを考えさせるものでもあろう。したがってこれらの例については具体的に検討しておく必要があるが、表の『古事記』『日本書紀』の欄の双方、ないしいずれか一方に×印のある国造は、(2)(3)(4)(5)(7)(8)(9)(12)(23)(27)(30)(35)(44)(45)(48)(52)(56)(57)の18例であり、△印のある国造は、(14)(20)(22)(23)(35)(51)の7例である。以下、両者をあわせて番号順にみていくことにしたい。

(2)凡河内国造

『古事記』(神代，天安河之宇気比段)に「天津日子根命者。^{凡川内国造。……等之祖也。}」とあり、『日本書紀』(神代紀，瑞珠盟約)の本文にも「天津彦根命。^{是凡川内直。山代直等祖也。}」とあって、両者ともに凡川内国造(凡川内直)の祖を天津日子根命(天津彦根命)としている。また凡川内直は天武天皇12年に連、さらに同14年に忌寸に改姓しているが、『新撰姓氏録』(撰津国神別)には「凡河内忌寸。額田部湯坐連同祖」とみえ、額田部湯坐連は同書(左京神別)に「天津彦根命子明立天御影命之後也」とあるから、『新撰姓氏録』の系譜も記紀のそれと符合していることになる。これに対して、「国造本紀」には「凡河内国造。檀原朝御世。以彦己曾保理命。為凡河内国造。」とあり、天津彦根命の名はみえない。しかしここには、初代国造に任じられた彦己曾保理命の名があげられているだけであり、それが天津彦根命系であるか否かは不明である。したがって、表には×印をつけたものの、この場合は必ずしも記紀と系譜を異にする例とはいえないのである。

(3)山城国造，(4)山背国造，⁽⁷⁾伊吉嶋造は、この凡河内国造と同様の例である。

(5)伊賀国造

「国造本紀」には「志賀高穴穗朝御世。皇子意知別命三世孫武伊賀都別命。定賜国造。」とあり、ここにいう意知別命は垂仁天皇の皇子で、『古事記』には落別王につくり、「落別王者。^{小月之出之奈君之。}」⁽⁸⁾とある。記紀に伊賀国造の名はみえないが、伊賀国造の氏姓については伊賀臣とも阿保君ともみられており、伊賀臣であったとすると、『日本書紀』(孝元天皇7年2月丁卯条)には伊賀臣は孝元天皇の皇子の大彦命を祖とするとあるから、「国造本紀」の系譜と『日本書紀』のそ

れは異なることになる。また阿保君であったとすると、記紀には阿保君についての系譜記事はみえないが、『新撰姓氏録』(右京皇別)に「阿保朝臣。垂仁天皇皇子息速別命之後也。息速別命幼弱之時。天皇為_レ皇子_一。築_レ宮室於伊賀国阿保村_一。以為_レ封邑_一。子孫因家_レ之焉。允恭天皇御代。以_レ居地名_一。賜_レ阿保君姓_一。廢帝天平宝字八年。改_レ公賜_レ朝臣姓_一とあることから、今度は『新撰姓氏録』と系譜を異にすることになる。⁽⁹⁾しかし阿保君であった場合は、「国造本紀」も『新撰姓氏録』も垂仁天皇の皇子にその出自を求めているのであるから、それほど大きく系を異にするわけではない。また『古事記』に落別王の後裔とする小月之山君(小槻山公)氏の一族が、貞観17年に阿保朝臣に改姓していることを考えると、⁽¹⁰⁾「国造本紀」の系譜は、けっして不自然なものとはいえないであろう。「国造本紀」の伊賀国造の氏姓は阿保君であったとみた方がよいと思うが、もしそうであるならば、伊賀国造氏についての系譜は記紀に載せられていないことになり、この場合も、記紀と系譜を異にする例には入らないのである。

(7)穂国造, (23)三野後国造, (44)阿武国造は、これと同様の例である。⁽¹¹⁾

(8)遠淡海国造

「国造本紀」には「志賀高穴穂朝。以_レ物部連祖伊香色雄命兒印岐美命_一。定_レ賜国造_一とあるが、『古事記』(神代, 天安河之宇気比段)には「天菩比命之子。建比良鳥命。此……………遠江国造等之祖也。」とあって、「国造本紀」と『古事記』の系譜は明らかに異なっている。『先代旧事本紀』が物部氏系の人物によって編纂されたと考えられることからすると、「国造本紀」の系譜は、その時に造作されたものとみられなくはない。しかし、ここで伊香色雄命の子とされている印岐美命は、『先代旧事本紀』の「天孫本紀」では伊香色雄命の子の十市根命の子とされており、「国造本紀」の系譜が『先代旧事本紀』編纂の際の造作であるならば、このような不整合は生じなかったのではなかろうか。また『先代旧事本紀』には、「国造本紀」以外の巻に14の国造についての系譜を載せているが、そのうち約半数にあたる6例は「国造本紀」の系譜と符合しないのであり、この点からも、「国造本紀」の系譜が『先代旧事本紀』の編者による造作でないことは確かめられると思う。なお「国造本紀」の掲げる国造の中に、物部氏と同祖とする国造は10例存在するが、「国造本紀」の系譜が物部氏系の人物によって意図的に作られたものならば、その数はずっと多くなってよいようにも思われる。遠淡海国造の場合は、確かに記紀と系譜を異にする例であるが、なぜこのような異伝が存在するのかという点については、『古事記』の遠江国造と「国造本紀」の遠淡海国造とが別々の国造氏を指している可能性、同一の国造氏であったとしても、その称する系譜が『古事記』のそれから「国造本紀」のそれへと変化した可能性、またその逆の可能性、さらには『古事記』の系譜が誤っている可能性等々、様々のことが考えられるであろう。「国造本紀」の遠淡海国造の系譜が記紀のそれと異なるからといって、それは必ずしも「国造本紀」の系譜の信憑性を疑わせるものとはいえないのである。

(27)石城国造, (67)津嶋県直は、これと同様の例である。

(9)廬原国造

廬原国造の名は記紀にみえないが、『新撰姓氏録』（右京皇別）に「廬原公。笠朝臣同祖。稚武彦命之後也。孫吉備建彦命。景行天皇御世。被_レ遣_二東方_一。伐_二毛人及凶鬼神_一。到_二于阿倍廬原国_一。復命之日以_二廬原国_一給_レ之」とあることから、廬原国造の氏姓は廬原公と考えられ、この廬原公（五百原君）については、『古事記』（孝靈天皇段）に孝靈天皇の皇子の日子刺肩別命を祖とする伝えがみえている。「国造本紀」の伝文には、「志賀高穴穗朝代。以_二池田坂井君祖吉備武彦命兒思加部彦命_一。定_二賜国造_一」とあるから、この系譜は、『古事記』の五百原君の系譜とは異なることになる。ただし、『新撰姓氏録』の廬原公の系譜とは符合しているのであり、「国造本紀」では始祖を稚武彦命までさかのぼらせていないだけである。稚武彦命は『古事記』の日子刺肩別命と同様、孝靈天皇の皇子と伝えられる人物であり、「国造本紀」と『古事記』の系譜は大きく異なるのではないが、その稚武彦命は、『日本書紀』（孝靈天皇2年2月丙寅条）には「稚武彦命。是吉備臣之始祖也」とみえ、『古事記』（孝靈天皇段）には若日子建吉備津日子命（若建吉備津日子命）につくり、「若日子建吉備津日子命者。吉備下道臣。笠臣祖。」とみえている。『古事記』と『日本書紀』とで吉備氏関係の系譜に違いのあることはよく知られており、日子刺肩別命の名も『日本書紀』には伝えられていない。この場合、「国造本紀」の系譜は、『新撰姓氏録』を介して『日本書紀』の方の系譜に符合しているといえるのであり、『古事記』の系譜と異なるからといって、その信憑性を疑うことはできないであろう。また『古事記』と『日本書紀』の系譜の新旧は単純には判断できないであろうから、「国造本紀」の伝えが『古事記』の伝えより新しいとも断言できないのである。

⑨上道国造、⑩国前国造は、これと同様の例である。

⑫胸刺国造

『古事記』（神代，天安河之宇比氣段）に、天菩比命の子の建比良鳥命を出雲国造・无邪志国造などの祖とする伝えがみえ、『日本書紀』（神代紀，宝鏡開始）の一書にも、「天穗日命。此出雲臣。武蔵国造。土師連等遠祖也」とみえる。一方「国造本紀」には、この胸刺国造の前に无邪志国造が掲げられており、その伝文には「志賀高穴穗朝代。出雲臣祖名二井之宇迦諸忍之神狭命十世孫兄多毛比命。定_二賜国造_一」とある。したがって无邪志国造の系譜は、記紀の无邪志国造（武蔵国造）の系譜と符合しているのである。しかし胸刺国造の場合は、「岐閉国造祖兄多毛比命兒伊狭知直。定_二賜国造_一」とあって、无邪志国造と同じく兄多毛比命の名をあげながらも、その系譜を異にしている。すなわち「岐閉国造祖」とあるが、岐閉国造は、『古事記』（神代，天安河之宇比氣段）に道尻岐閉国造としてみえ、そこでは天津日子根命の後裔とされているのであり、また「国造本紀」には道尻岐閉国造として掲げられており、やはり天津彦根命（天津日子根命）系の系譜が伝えられているのである。⁽¹³⁾无邪志国造と胸刺国造とがそれぞれ別個の国造氏であるならば、両者の系譜が異なる点に何ら不思議はないのであるが、ただこの場合、両者の伝文に同じく兄多毛比命の名をあげながら、その系譜を異にしているのは、明らかに「国造本紀」の矛盾である。胸刺国造の伝文に、国造の設置時期を記さないのも異例であり、この部分については、伝写

の過程において何らかの混乱が生じた可能性も考えられる。現在の「国造本紀」には、このほかにも伝写の過程の誤脱と思われる部分がかかなりみとめられるのである。しかし、「国造本紀」の系譜間に矛盾のある例は、ほかに上毛野国造と能等国造の場合にもみられるのであり、これを伝写の過程での誤りとみるのは困難である。⁽¹⁴⁾したがってこうした例のあることは、一見「国造本紀」の系譜の史料性を疑わせるもののように思われるが、逆にこのことから、「国造本紀」が各国造（国造氏）の称する系譜をそのまま載せている、ということも考えられるのではなからうか。少なくとも、「国造本紀」の系譜がある時期に中央においてまとめて作られたものであったならば、このような矛盾は生じなかったと思われる。

(14) 上海上国造

「国造本紀」には「志賀高穴穗朝。天穗日命八世孫忍立化多比命。定_二賜国造_一」とあり、天穗日命を祖としているが、『古事記』では「天菩比命之子。建比良鳥命。此……上菟上国造。等之祖也。」とあって、上菟上国造（上海上国造）の祖は天菩比命（天穗日命）の子の建比良鳥命とされている。したがって、これは「国造本紀」の系譜が『古事記』のそれよりも始祖をさかのぼらせている例ということになる。しかしこの場合、『古事記』にも建比良鳥命が天穗日命の子であることは明記されており、しかも『古事記』で上菟上国造と同じく建比良鳥命を祖とするとされている出雲国造・无耶志国造などは、先にみたとおり『日本書紀』では直接天穗日命を祖とすると伝えられているのである。『古事記』の伝えが『日本書紀』の伝えより古いとは断言できないであろうから、この場合は、「国造本紀」が『古事記』よりも始祖をさかのぼらせているからといって、「国造本紀」の系譜が『古事記』のそれよりも新しいとはいえないのである。

㉔淡海国造、㉕三野前国造、㉖但遅麻国造、㉗出雲国造、㉘竺志米多国造は、これと同様の例である。

㉙能等国造

「国造本紀」には「志賀高穴穗朝御世。活目帝皇子大入来命孫彦狭嶋命。定_二賜国造_一」とあるが、ここに活目帝（垂仁天皇）の皇子とされる大入来命は、『古事記』（崇神天皇段）には大入杵命につくり、崇神天皇の皇子とされ、「大入杵命者。能登臣之祖也。」とみえている。能等国造の氏姓は能登臣と考えてよいであろうから、この場合は、「国造本紀」も『古事記』も大入来命（大入杵命）を祖とすることでは一致しており、異なるのは、それを垂仁天皇の皇子とするか崇神天皇の皇子とするかという点である。また「国造本紀」には大入来命の孫として彦狭嶋命の名をあげているが、この彦狭嶋命は、『日本書紀』（景行天皇55年2月壬辰条、同56年8月条）には彦狭嶋王とあり、崇神天皇の皇子の豊城入彦命の孫とされている。また「国造本紀」の上毛野国造条にも彦狭嶋命の名がみえ、やはり「豊城入彦命孫彦狭嶋命」とある。したがって、この能等国造の系譜は、『古事記』とも『日本書紀』とも矛盾し、「国造本紀」の中でも上毛野国造条と矛盾することになる。しかしこの場合も、それだからといって、「国造本紀」の能等国造の系譜を誤りとするのが唯一の解釈ではなく、それを能等国造氏自身が称していた異伝、とみる余地も残されているので

ある。

49 紀伊国造

「国造本紀」には「橿原朝御世。神皇産靈命五世孫天道根命。定賜国造」とあるが、『古事記』（孝元天皇段）には「木国造祖宇豆比古」とあって、両者は一致しない。また紀伊国造（木国造）の氏姓は紀直と考えられるが、『日本書紀』（景行天皇3年2月朔条）には「紀直遠祖菟道彦」とあり、やはり「国造本紀」とは異なっている。しかし、『新撰姓氏録』（河内国神別）には「紀直。神魂命五世孫天道根命之後也」とみえ、この紀直の系譜は、「国造本紀」の紀伊国造の系譜とまさしく一致している。この場合は、記紀と系譜を異にする例というよりは、始祖を記紀のそれよりもさかのぼらせている例とみた方がよいかもしれないが、いずれにせよ、「国造本紀」の紀伊国造の系譜（『新撰姓氏録』の紀直の系譜）が、記紀にみえる木国造・紀直の始祖伝承に比べて、より新しい伝えであることはみとめなくてはなるまい。ただこのことから、「国造本紀」の系譜が記紀の編纂段階には未成立であった、と断定することはできないと思う。なぜならば、ここで始祖とされている神皇産靈命（神魂命）は、『古事記』や『日本書紀』の一書においては、天之御中主神（天御中主尊）、高御産巢日神（高皇産靈尊）とともに最初に生成したとされる神であり、いわば皇祖神（天照大神）よりも高い地位におかれている神なのであって、こうした神を始祖とする伝えについては、記紀の編者が故意に採用しなかった、ということも考えられるからである。

49 久味国造は、これと同様の例である。⁽¹⁵⁾

60 宇佐国造

先に例としてあげたとおり、「国造本紀」の系譜は、『日本書紀』にいう菟狭国造（宇佐国造）の始祖よりもさかのぼったところに、その始祖を求めている。ただ「国造本紀」が宇佐国造の始祖とするのは高魂尊であり、この場合についても、先の紀伊国造と同様のことが考えられるであろう。

以上、表において、記紀と系譜を異にするとした例（×印）と、始祖を記紀よりもさかのぼらせているとした例（△印）について検討してきたが、前者の例があっても、それは「国造本紀」の系譜の史料性を疑わせるものではないこと、後者の例があっても、それは必ずしも「国造本紀」の系譜が記紀の編纂段階以降の成立であることを示してはいないこと、この2点はほぼ明らかにできたのではないと思う。つまり、「国造本紀」の国造系譜が、記紀と共通の原資料に基づくと考えて支障のないことを述べてきたのである。

またその中で、「国造本紀」の系譜は、ある時期に中央においてまとめて作られたというようなものではなく、個々の国造（国造氏）の称した系譜をそのまま伝えたものと考えられる、ということも述べたが、この点は「国造本紀」の原資料の性格を示すものであろう。次には、やや視点をかえ、「国造本紀」の国造の同族関係について取りあげ、その検討を通して改めてこの問題を考えてみることにしたい。

2. 同系国造の検討

「国造本紀」の国造の中から、同族関係を有する国造を、その系譜(出自)によって分類すると、およそ次のとおりである。⁽¹⁶⁾

[皇別系]

① 神武天皇裔

印波国造・仲国造・科野国造・伊余国造・火国造・阿蘇国造・(大分国造)

② 孝昭天皇裔

武社国造・額田国造・吉備穴国造

③ 孝霊天皇裔

廬原国造・角鹿国造・上道国造・三野国造・下道国造・加夜国造・笠臣国造・国前国造・葦分国造

④ 孝元天皇裔

穗国造・那須国造・若狭国造・高志国造・三国国造・江沼国造・伊弥頭国造・都怒国造・筑志国造

⑤ 開化天皇裔

甲斐国造・淡海国造・三野前国造・但遅麻国造・稲葉国造・吉備風治国造^(品カ)

⑥ 崇神天皇裔

上毛野国造・下毛野国造・浮田国造・針間鴨国造

⑦ 垂仁天皇裔

伊賀国造・加我国造・加宜国造・能等国造・羽咋国造・高志深江国造

⑧ 景行天皇裔

針間国造・讃岐国造・日向国造

[天神系]

⑨ 高魂尊系

葛城国造・知々夫国造・粟国造・宇佐国造・比多国造・津嶋県直

⑩ 神魂尊系

石見国造・大伯国造・吉備中県国造・阿武国造・紀伊国造・淡道国造・久味国造・天草国造・葛津立国造

⑪ 饒速日命系

参河国造・遠淡海国造・久怒国造・珠流河国造・伊豆国造・久自国造・三野後国造・熊野国造・小市国造・風速国造・松津国造・末羅国造

⑫ 天湯津彦命系

阿尺国造・思国造・伊久国造・染羽国造・信夫国造・白河国造・佐渡国造・阿岐国造・波久岐国造・怒麻国造

[天孫系]

⑬ 天穗日命系

嶋津国造・相武国造・无邪志国造・上海上国造・伊基国造・菊麻国造・阿波国造・下海上国造・新治国造・高国造・二方国造・波伯国造・出雲国造・大嶋国造・豊国造

⑭ 天津彦根命系

師長国造・胸刺国造・須恵国造・馬來田国造・茨城国造・道奥菊多国造・道口岐閉国造・石背国造・石城国造・周防国造

⑮ 天火明命系

尾張国造・斐陀国造・丹波国造

[地祇系]

⑯ 椎根津彦命系

大倭国造・久比岐国造・明石国造

[その他]

⑰ 観松彦伊呂止命系

意岐国造・長国造

ここに名のあがった国造は117を数えるから、「国造本紀」の国造のほとんどは、互いに同系の国造をもっていることになる。そしてそれは、一応上の17の系譜に分けられるのであるが、中にはさらに細かく分けなければならない例もあり、また各国造の伝文には、同系であることを明記するものも、しないものもあって、その内容はかなり複雑である。そこでやや煩雑にはなるが、それぞれについて、各国造の伝文を引用し、具体的にみていくことにしたい。なお引用文のアンダーラインは、筆者が付したものである。

① 神武天皇裔

印波国造

輕嶋豊明朝御代。神八井耳命八世孫伊都許利命。定₋賜国造₋。

仲国造

志賀高穴穗朝御世。伊予国造同祖建借馬命。定₋賜国造₋。

科野国造

瑞籬朝御世。神八井耳命孫建五百建命。定₋賜国造₋。

伊余国造

志賀高穴穗朝御世。印幡国造同祖(彦カ)(建カ)敷桁波命兒速後上命。定₋賜国造₋。

火国造

瑞籬朝。大分国造同祖志貴多奈彦命兒(建カ)(組カ)遅男江命。定₋賜国造₋。

阿蘇国造

瑞籙朝御世。火国造同祖神八井耳命孫速瓶玉命。定=賜国造-。

これらの国造はすべて神八井耳命系(多氏系)であるが、そのうち仲・伊余・火の3国造は、直接その名をあげていない。阿蘇国造条に「火国造同祖神八井耳命」とあることをみれば、これら3国造の場合は神八井耳命の名が省略されたとも考えられるが、それにしても仲国造が「伊予国造同祖」とし、その伊余国造は「印幡国造同祖」としていることなど、各国造の伝文に統一性のみられないことは明らかである。また、印波国造が伊余国造条には「印幡国造」と表記され、伊余国造が仲国造条に「伊予国造」と表記されており、国造名の表記にも統一性がみとめられない。「国造本紀」の同系国造の各国造条には、当然のことながら同一の人名・神名・国造名・氏族名のみえることが多いが、その中には、このほかにも表記の統一されていない例がかなり存在するのである。このことは、現「国造本紀」の著者が、原資料(ないしは原「国造本紀」)の表記をほぼそのまま踏襲したことを示すものであろうし、その原資料(ないしは原「国造本紀」)自体が統一性をもった表記になっていなかったということであろう。

一方、この同系国造の地理的分布は、関東地方から九州地方にまで広がっているが、印波国造と仲国造、火国造と阿蘇国造および大分国造は、互いに近接した地域の国造である。後者の3国造が同族関係をもつようになったのは、火国造が「大分国造同祖」とし、阿蘇国造が「火国造同祖」としていることから、在地における国造間の関係によると考えてよいであろう。逆にいえば、これらの国造を同族とする「国造本紀」の系譜が自然なものである、ということである。

② 孝昭天皇裔

武社国造

志賀高穴穗朝。和邇臣祖彦意祁都命孫彦忍人命。定=賜国造-。

額田国造

志賀高穴穗朝御世。和邇臣祖彦訓服命孫大直侶宇命。定=賜国造-。

吉備穴国造

纏向日代朝御世。和邇臣同祖彦訓服命孫八千足尼。定=賜国造-。

これらの3国造の系譜は、いずれも和邇氏と同祖であることを明記している。また3国造は地理的にはかけ離れて存在するから、この同族関係は、中央豪族である和邇氏を介して形成されたものとみるのが自然であろう。和邇(和珥・丸邇)氏は、『日本書紀』の孝昭天皇68年条に孝昭天皇の皇子の天足彦国押人命を始祖とすることが記されており、『古事記』の孝昭天皇段でも孝昭天皇の皇子の天押帯日子命(『日本書紀』の天足彦国押人命)を、和邇氏がのちに改称したと考えられる春日氏らの祖としている。しかし『古事記』の開化天皇段や『日本書紀』の開化天皇6年条には、日子国意祁都命(姥津命)を和邇氏の祖とする別の伝えがみえており、さらに『古事記』の崇神天皇段や『日本書紀』の崇神天皇10年条・垂仁天皇25年条には、日子国夫玖命(彦国葺)を和邇氏の祖とする伝えもみえている。日子国意祁都命(姥津命)は武社国造条にいう彦意

祁都命であり、日子国夫玖命（彦国葺）は額田国造条・吉備穴国造条にいう彦訓服命であるが、これらの人物を祖とする伝えの方が、孝昭天皇の皇子の天押帯日子命（天足彦国押人命）にまで祖をさかのぼらせている伝えよりは古いものと考えてよいであろうから、これらの3国造についての「国造本紀」の系譜は、記紀の中でも古い方の伝えと一致しているということになる。なお、和邇氏が春日氏と改称するのが欽明朝頃と考えられていることは、これらの系譜伝承がそれ以前⁽¹⁸⁾に成立したことを考えさせるものである。

③ 孝霊天皇裔

廬原国造

志賀高穴穗朝代。以_二池田坂井君祖吉備武彦命兒思加部彦命_一。定_二賜国造_一。

角鹿国造

志賀高穴穗朝御代。吉備臣祖若武彦命孫建功狭日命。定_二賜国造_一。

上道国造

輕嶋豊明朝御世。元封_二中彦命兒多佐臣_一始国造。

三野国造

輕嶋豊明朝御世。元封_二弟彦命_一次定_二賜国造_一。

下道国造

輕嶋豊明朝御世。元封_二兄彦命亦名稻建別_一定_二賜国造_一。

加夜国造

輕嶋豊明朝御世。上道国造同祖。元封_二中彦命_一改定_二賜国造_一。

笠臣国造

輕嶋豊明朝御世。元封_二鴨別命_一八世孫笠三枝臣。定_二賜国造_一。

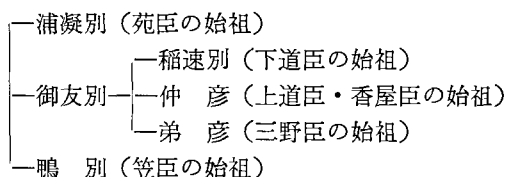
国前国造

志賀高穴穗朝。吉備臣同祖吉備都命^(彦脱カ)六世孫午佐自命。定_二賜国造_一。

葦分国造

纏向日代朝御代。吉備津彦命兒三井根子命。定_二賜国造_一。

これらの9国造はいずれも吉備氏系であるが、まず吉備地方の5国造（上道・三野・下道・加夜・笠臣）についてみると、その伝文は、『日本書紀』の応神天皇22年条の記事と対応することが明らかである。そこには、吉備に行幸した応神天皇が、吉備臣の祖の御友別が一族を率いて食膳奉仕したことをよろこび、吉備国を割いて御友別の子・兄弟に分封したとあり、次のような系譜を載せている。



「国造本紀」の5国造の伝文が、国造の設置時期をすべて軽嶋豊明朝(応神朝)としていること、またきまって「元封_二……_一」といった記載方法をとっており、それは他にみえない特徴であること、などから考えて、これらの伝文が『日本書紀』に従って書かれたものであることは、まず間違いな_二であらう。しかし、その系譜部分には、上道国造条の多佐臣や笠臣国造条の笠三枝臣のように独自の記述も含まれているのであり、そのすべてが『日本書紀』からの作文であるとは考えられない。おそらくこの場合も、各国造についての原資料は存在していたのであり、「国造本紀」の5国造の伝文は、その原資料に基づきながらも、『日本書紀』の応神天皇22年条に従って書きかえられたのであ_二らう。

次にその他の4国造(廬原・角鹿・国前・葦分)については、角鹿国造条と国前国造条に「吉備臣」の表記のみえることが注意される。吉備氏が上道氏・下道氏・笠氏などに分氏するのは6世紀後半から7世紀前半頃のことと考えられており、ここに「吉備臣」とあることは、それらの系譜伝承がそれ以前に成立した可能性を考えさせるからである。なおこの4国造が同族関係をもつに至ったのは、各国造間の関係によるというよりも、それぞれが吉備氏と関係をもった結果とみた方がよいであ_二らう。

④ 孝元天皇裔

穂国造

泊瀬朝倉朝。以_二生江臣祖葛城襲津彦命四世孫菟上足尼_一。定_二賜国造_一。

那須国造

纏向日代朝御代。建沼河命孫大臣命。定_二賜国造_一。

若狭国造

遠飛鳥朝御代。膳臣祖佐白米命兒荒礪命。定_二賜国造_一。

高志国造

志賀高穴穗朝御世。阿閉臣祖屋主田心命三世孫市入命。定_二賜国造_一。

三国国造

志賀高穴穗朝御世。宗我臣祖彦太忍信命四世孫若長足尼。定_二賜国造_一。

江沼国造

柴垣朝御世。蘇我臣同祖武内宿禰四世孫志波勝足尼。定_二賜国造_一。

伊弥頭国造

志賀高穴穗朝御世。宗我同祖^(臣勝カ)建内足尼孫大河音足尼。定_二賜国造_一。

都怒国造

難波高津朝。紀臣同祖都怒足尼兒男嶋足尼。^(田島カ)定_二賜国造_一。

筑志国造

志賀高穴穗朝御世。阿倍臣同祖大彦命^(田カ)五世孫日道命。定_二賜国造_一。

これらの国造は大彦命系と武内宿禰系とに分かれるが、さらにそれぞれがいくつかの系に分か

れている。したがって、厳密な意味での同系国造といえるのは、阿倍氏系的那須国造・筑志国造と、蘇我氏系の三国国造・江沼国造・伊弥頭国造、の2例である。前者の同族関係は阿倍氏を介して形成されたものであろうし、後者のそれも蘇我氏を介してのものとみるのが妥当であろう。ただ後者の場合は、いずれも北陸地方の近接した地域の国造であり、在地における国造間の関係から形成された可能性も考えられる。

⑤ 開化天皇裔

甲斐国造

纏向日代朝世。狭穗彦王三世孫臣知津彦公此字塩海足尼。^(子カ)定_二賜国造_一。

淡海国造

志賀高穴穗朝御世。彦坐王三世孫大陀牟夜別。定_二賜国造_一。

三野前国造

春日率川朝。皇子彦坐王子八爪命。定_二賜国造_一。

但遅麻国造

志賀高穴穗朝御世。竹野君同祖彦坐王五世孫船穗足尼。定_二賜国造_一。

稲葉国造

志賀高穴穗朝御世。彦坐王兄彦多都彦命。定_二賜国造_一。

吉備風治国造

志賀高穴穗朝。多遅麻君同祖若角城命三世孫大船足尼。定_二賜国造_一。

甲斐国造条の狭穗彦王は彦坐王の子であり、吉備風治国造条の多遅麻君は但遅麻国造のことと考えられるから、これらの国造はすべて彦坐王系である。中央の有力豪族の中で彦坐王系の系譜を称する氏はみあたらず、またこれらの国造は地理的に近接して存在するのでもないから、この同族関係がいかなる理由で形成されたのか不明である。ただ彦坐王は、記紀には、開化天皇と、和邇氏の祖の日子国意祁都命（姥津命）の妹である意祁都比売命（姥津媛）との間に生まれた皇子とされており、和邇氏系の額田国造・吉備穴国造が、それぞれこの彦坐王系の淡海国造・吉備風治国造に隣接していることからすると、この同族関係は和邇氏を介して形成されたものとも考えられる。

⑥ 崇神天皇裔

上毛野国造

瑞籬朝。皇子豊城入彦孫彦狭嶋命。初治_二平東方十二国_一為_レ封。

下毛野国造

難波高津朝御世。元毛野国分為_二上下_一。豊城命四世孫奈良別。初定_二賜国造_一。

浮田国造

志賀高穴穗朝。瑞籬朝五世孫賀我別王。定_二賜国造_一。

針間嶋国造

志賀高穴穂御世。上毛野国造同祖御穂別命児市入別命。定_二賜国造_一。

浮田国造条の賀我別王は、『日本書紀』(応神天皇15年8月丁卯条)に「上毛野君祖。荒田別。巫別」とみえる巫別と同一人物と考えられるから、これらの国造はすべて豊城入彦命系(上毛野氏系)である。東北地方南部の浮田国造が上毛野氏と同族関係をもつようになったのは、上毛野氏がヤマト政権の蝦夷経略にかかわっていたことによるのであろうし、遠く離れた針間嶋国造が「上毛野国造同祖」とするのは、上毛野氏が中央においても一定の勢力を有していたと考えられることと関係するのであろう。また、上毛野国造条には「初治_二平東方十二国_一為_レ封」という異例な表記がとられているが、これが、彦狭嶋王を東山道十五国都督に任じたという『日本書紀』(景行天皇55年2月壬辰条)の記事に対応することは明らかである。おそらくこの表記は、原資料にあったものではなく、先にみた吉備氏系の5国造の場合と同様、現「国造本紀」の著者が書きかえたものであろう。なお、『日本書紀』に右のように伝えられているわりには、「国造本紀」に上毛野氏系の国造が少ないように思われる。

⑦ 垂仁天皇裔

伊賀国造

志賀高穴穂朝御世。皇子意知別命三世孫武伊賀都別命。定_二賜国造_一。難波朝御世。隸_二伊勢国_一。飛鳥朝代割置如_レ故。

加我国造

泊瀬朝倉朝御代。三尾君祖石撞別命四世孫大兄彦君。定_二賜国造_一。難波朝御代。隸_二越前国_一。嵯峨朝御世。弘仁十四年。割_二越前国_一。分為_二加賀国_一。

加宜国造

難波高津朝御世。能_二登国造_一同祖素都乃奈美留命。定_二賜国造_一。

能_二等国造_一

志賀高穴穂朝御世。活目帝皇子大入来命孫彦狭嶋命。定_二賜国造_一。

羽咋国造

泊瀬朝倉朝御世。三尾君祖石撞別命児石城別王。定_二賜国造_一。

高志深江国造

瑞籬朝御世。道君同祖素都乃奈美留命。定_二賜国造_一。

これらの国造は、意知別命系の伊賀国造、石撞別命系(三尾氏系)の加我国造・羽咋国造、大入来命系の加宜国造・能等国造・高志深江国造、に分かれる。したがって、厳密な意味では伊賀国造は他に同系の国造をもたないことになる。この伊賀国造を除くと、垂仁天皇裔の国造はすべて北陸地方の国造である。まず石撞別命系の加我国造と羽咋国造は、いずれも三尾氏と同祖であることを明記しており、三尾氏ものちの越前国坂井郡三尾駅を本拠とした豪族と考えられるから、この同族関係が在地の関係の中から生じたものであることは間違いないであろう。また、大入来命系の加宜国造・能等国造・高志深江国造についても、これと同様に考えてよいと思われる。た

だ高志深江国造は、「道君同祖」とあり、道君（道公）は『新撰姓氏録』（右京皇別）には「大彦命孫彦屋主田心命之後也」とあるから、これに従えば他の2国造と系を異にすることになる。しかし「国造本紀」の原資料が成立した段階で、すでに道君が大彦命系の系譜を有していたかどうかは不明であり、高志深江国造条の素都乃奈美留命が、加宜国造条に「能登国造同祖素都乃奈美留命」とあるからには、同系の国造としてよいであろう。

なお、伊賀国造条と加我国造条には、それぞれ伊賀国・加賀国の設置を述べた部分に加えられており、加我国造条に弘仁14年(823)とあるのは、現「国造本紀」（また『先代旧事本紀』全体）の成立時期の上限を示すものであるが⁽²¹⁾、これらの部分が原資料にあったと考えられないことはいうまでもない。同様の部分は他に伊豆国造条にもみえるが、これらの記述は、はじめに述べた某国司とある4例、および美作国造の例を含め、すべて現「国造本紀」の著者が付け加えた記述とみてよいであろう。

⑧ 景行天皇裔

針間国造

志賀高穴穂朝。稲背入彦命孫伊許自別命。定_二賜国造_一。

讃岐国造

軽嶋豊明朝御世。景行帝兒神櫛王三世孫須壳保礼命。定_二賜国造_一。

日向国造

軽嶋豊明朝御世。豊国別皇子三世孫老男。定_二賜国造_一。

これらの3国造は、同じく景行天皇の皇子を祖とするが、その系はそれぞれ別であり、これを同系国造とするのは正確ではない。ここで注意したいことは、記紀には景行天皇の皇子を各地に分封したとする伝承がみえており、しかも『古事記』（景行天皇段）には「悉別_二賜国国之国造。亦和氣。及稲置。梶主_一」とあるにもかかわらず、「国造本紀」には景行天皇裔の国造が3例しか存在しないという点である。つまり、先に述べた上毛野氏系の国造が意外に少ないという点とあわせてみると、「国造本紀」の系譜は、必ずしも記紀の伝承と対応していないと考えられるのである。これは、「国造本紀」の系譜が中央で作られたものではなく、それぞれの国造（国造氏）の伝え、すなわち在地の伝承に基づいていることを端的に示すものと思われる。なお、讃岐国造条に「景行帝」という表記があるのは、現「国造本紀」の著者の書きかえであろう。

⑨ 高魂尊系

葛城国造

檀原朝御世。以_二剣根命_一。初為_二葛城国造_一。

知々夫国造

瑞籬朝御世。八意思金命十世孫知知夫彦命。定_二賜国造_一。拜_二祠大神_一。

粟国造

軽嶋豊明御世。高皇産靈尊九世孫千波足尼。定_二賜国造_一。

宇佐国造

檀原朝。高魂尊孫宇佐都彦命。定_二賜国造_一。

比多国造

志賀高穴穗朝御世。葛城国造同祖止波足尼。定_二賜国造_一。

津嶋県直

檀原朝。高魂尊五世孫建弥己々命。改為_レ直。

葛城国造と比多国造は「国造本紀」の伝文からは高魂尊系であると判断できないが、葛城国造については、『新撰姓氏録』（大和国神別）の葛木忌寸条に「高御魂命五世孫剣根命之後也」とあり、葛木忌寸の旧姓である葛城直は葛城国造の氏姓と考えられるから、高魂尊系と考えて間違いないであろう。したがって「葛城国造同祖」とする比多国造も高魂尊系ということになる。また知々夫国造は八意思金命を祖とするが、これは高魂尊の子と伝えられる神である。これらの国造が同族関係をもつに至った理由は不明であるが、宇佐国造と比多国造は隣接している。

⑩ 神魂尊系

石見国造

瑞籬朝御世。紀伊国造同祖蔭佐奈朝命児大屋古命。定_二賜国造_一。

大伯国造

軽嶋豊明朝御世。神魂命七世孫佐紀足尼。定_二賜国造_一。

吉備中県国造

瑞籬朝御世。神魂命十世孫明石彦。定_二賜国造_一。

阿武国造

纏向日代朝御世。神魂命十世孫味波々命。定_二賜国造_一。

紀伊国造

檀原朝御世。神皇産霊命五世孫天道根命。定_二賜国造_一。

淡道国造

難波高津朝御世。神皇産霊尊九世孫矢口足尼。定_二賜国造_一。

久味国造

軽嶋豊明朝。神魂尊十三世孫伊与主命。定_二賜国造_一。

天草国造

志賀高穴穗朝御世。神魂命十三世孫建嶋松命。定_二賜国造_一。

葛津立国造

志賀高穴穗朝御世。紀直同祖大名茅彦命児若彦命。定_二賜国造_一。

これらの国造は、いずれも西日本の沿海地域に位置しており、この同族関係は、海上交通を通して形成された可能性が高い。また石見国造が「紀伊国造同祖」、葛津立国造が「紀直同祖」としていることからすると、同族関係の中心は紀伊国造であったと考えられるが、紀氏については、

瀬戸内海航路を掌握し、ヤマト政権の朝鮮経略に活躍したことが考えられており、このことと、「国造本紀」の同族関係とは、うまく対応している。

⑪ 饒速日命系

参河国造

志賀高穴穂朝。以物部連祖出雲色大臣命五世孫知波夜命。定。賜国造。

遠淡海国造

志賀高穴穂朝。以物部連祖伊香色雄命兕印岐美命。定。賜国造。

久怒国造

筑紫香椎朝代。以物部連祖伊香色男命孫印播足尼。定。賜国造。

珠流河国造

志賀高穴穂朝世。以物部連祖大新川命兕片堅石命。定。賜国造。

伊豆国造

神功皇后御代。物部連祖天薙梓命八世孫若建命。定。賜国造。難波朝御世。隸駿河国。飛鳥朝御世。分置如故。

久自国造

志賀高穴穂朝御代。物部連祖伊香色雄命三世孫船瀬足尼。定。賜国造。

三野後国造

志賀高穴穂朝御代。物部連祖出雲大日命孫臣賀夫良命。定。賜国造。

熊野国造

志賀高穴穂朝御世。饒速日命五世孫大阿斗足尼。定。賜国造。

小市国造

輕嶋豊明朝御世。物部連同祖大新川命孫子到命。定。賜国造。

風速国造

輕嶋豊明朝。物部連祖伊香色男命四世孫阿佐利。定。賜国造。

松津国造

難波高津朝御世。物部連祖伊香色雄命孫金弓連。定。賜国造。

末羅国造

志賀高穴穂朝御世。穗積臣同祖大水口足尼孫矢田稻吉。定。賜国造。

これらの12国造のうち、10国造は物部氏と同祖であることを明記しているが、熊野国造は物部氏との結びつきを直接に記してはおらず、末羅国造は「穗積臣同祖」としている。「国造本紀」に物部氏系の国造が多いからといって、その系譜が『先代旧事本紀』の編者（物部氏系の人物）による造作と考えられないことは先に述べたとおりであり、もし造作であったならば、この熊野国造・末羅国造についても物部氏と同祖であることが明記されていたであろう。これらの物部氏系の国造の分布は、その約半数が東海地方に集中しているが、全体の分布は関東地方から九州地

方にまで及んでおり、この同族関係が形成されたのは、やはり物部氏を介してのことであったと思われる。

⑫ 天湯津彦命系

阿尺国造

志賀高穴穂朝御世。阿岐国造同祖天湯津彦命十世孫比止禰命。定_二賜国造_一。

思国造

志賀高穴穂朝御世。阿岐国造同祖十世孫志久麻彦。定_二賜国造_一。

伊久国造

志賀高穴穂朝御世。阿岐国造同祖十世孫豊嶋命。定_二賜国造_一。

染羽国造

志賀高穴穂朝御世。阿岐国造同祖十世孫足彦命。定_二賜国造_一。

信夫国造

志賀高穴穂朝御世。阿岐国造同祖久志伊麻命孫久麻直。定_二賜国造_一。

白河国造

志賀高穴穂朝御世。天降天由都彦命十一世塩伊乃己自直。定_二賜国造_一。

佐渡国造

志賀高穴穂朝。阿岐国造同祖久志伊麻命四世孫大荒木直。定_二賜国造_一。

阿岐国造

志賀高穴穂朝。天湯津彦命五世孫飽速玉命。定_二賜国造_一。

波久岐国造

瑞籬朝。阿岐国造同祖金波佐彦孫豊玉根命。定_二賜国造_一。

怒麻国造

神功皇后御代。阿岐国造同祖飽速玉命三世孫若弥尾命。定_二賜国造_一。

天湯津彦命の名は記紀にはみえず、「国造本紀」のほかには、同じ『先代旧事本紀』の「天神本紀」に、天孫降臨の際に供奉した32神のうちの1神としてみえ、そこにも「安芸国造等祖」と記されている。これらの10国造のうち、阿尺・思（思太、あるいは曰利か）・伊久・染羽・信夫・白河の6国造は東北地方南部の互いに近接した地域の国造であり、これらの国造が同族関係をもつのは、在地における関係によるとみてよいであろう。また阿岐・波久岐・怒麻の3国造の場合も、それらがいずれも西部瀬戸内海沿岸地域の国造であることから、同様に考えられるであろう。そして、後者の3国造が阿岐国造を中心とした同族関係を有することに不審はないが、前者の6国造が白河国造を除いて「阿岐国造同祖」と明記し、佐渡国造もまた「阿岐国造同祖」としていること(23)の理由は、明らかではない。それを大伴氏を介してのものとする説もあるが、大伴氏と阿岐国造との関係は明確ではなく、また東北地方南部の国造は大伴氏よりも阿倍氏とのつながりが深い(24)。この点からすると、阿倍氏を介したものとも考えられるが、この場合も阿倍氏と阿

岐国造との関係は明確にできない。ただ、明確にできないことを理由に、これらの国造の系譜を疑う必要はないであろう。

⑬ 天穗日命系

嶋津国造

志賀高穴穗朝。出雲臣祖佐比禰足尼孫出雲笠夜命。定=賜国造-。

相武国造

志賀高穴穗朝。武刺国造祖神伊勢都彦命三世孫弟武彦命。定=賜国造-。

无邪志国造

志賀高穴穗朝世。出雲臣祖名二井之宇迦諸忍之神狭命十世孫兄多毛比命。定=賜国造-。

上海上国造

志賀高穴穗朝。天穗日命八世孫忍立化多比命。定=賜国造-。

伊基国造

志賀高穴穗朝御世。安房国造祖伊許保止命孫伊己侶止直。定=賜国造-。

菊麻国造

志賀高穴穗朝御代。无邪志国造祖兄多毛比命兒大鹿国直。定=賜国造-。

阿波国造

志賀高穴穗朝御世。天穗日命八世孫弥都侶岐孫大伴直大滝。定=賜国造-。

下海上国造

輕嶋豊明朝御世。上海上国造祖孫久都伎直。定=賜国造-。

新治国造

志賀高穴穗朝御世。美都呂岐命兒比奈羅布命。定=賜国造-。

高国造

志賀高穴穗朝御世。弥都侶岐命孫弥佐比命。定=賜国造-。

二方国造

志賀高穴穗朝御世。出雲国造同祖遷狛一奴命孫美尼布命。定=賜国造-。

波伯国造

志賀高穴穗朝御世。牟邪志国造同祖兄多毛比命兒大八木足尼。定=賜国造-。

出雲国造

瑞籬朝。以=天穗日命十一世孫宇迦都久怒-。定=賜国造-。

大嶋国造

志賀高穴穗朝。无邪志国造同祖兄多毛比命兒穴委古命。定=賜国造-。

豊国造

志賀高穴穗朝御代。伊基国造同祖宇那足尼。定=賜国造-。

これらの天穗日命系の国造は、(a)无邪志国造を中心とする兄多毛比命系のグループ（相武・无

邪志・菊麻・波伯・大嶋国造), (b)阿波国造を中心とする弥都侶岐命系のグループ(伊甚・阿波・新治・高・豊国造), (c)出雲国造を中心とするグループ(嶋津・二方・出雲国造), (d)上海上国造を中心とするグループ(上海下・下海上国造), の4つに分けることができる。また4グループ内の国造は, 地理的に近接する例が多いが, 必ずしもそうした例ばかりではなく, 同じ天穂日命系といっても, これらの国造の同族関係は実に複雑な様相を示している。

一方, (a)グループにみえる兄多毛比命は, 『高橋氏文』に「無邪志国造上祖大多毛比」とある大多毛比と同一人物と考えられ, これらの国造の系譜は『高橋氏文』の記述と符合している点が指摘できる。また, (b)グループの新治国造条にみえる比奈羅布命は, 『常陸国風土記』の新治郡条に「新治国造祖名曰_レ比奈良珠命_一」とみえており, 高国造条の弥佐比命も, 『常陸国風土記』の多珂郡条に「以_レ建御狭日命_一。任_レ多珂国造_一。……………_レ謂_レ建御狭日命_一者。即是出雲_一臣同属……………」とみえている。さらに, 豊国造条の宇那足尼は, 『豊後国風土記』の総記に, 景行天皇に遣わされて豊国の統治を任され, 豊国直の姓を賜わったと伝えられる菟名手と同一人物であろう。これまでいちいち指摘はしてこなかったが, このように「国造本紀」の各国造条の記事内容が, 記紀以外の他の史料と符合する例は, 他にも数多く存在するのであり, こうした例のあることは, 「国造本紀」の系譜の信憑性を示すものと考えてよいであろう。それが記紀以外の他の史料に基づく造作であったならば, 両者の間に上にみたような各人物の表記上の違いは生じなかったと思われる。

ところで, 『古事記』には天菩比命(天穂日命)の子の建比良鳥命の後裔として, 出雲国造・无耶志国造・上菟上国造・下菟上国造・伊自牟国造・津嶋県直・遠江国造が列記されており, それは津嶋県直・遠江国造を除いて「国造本紀」の系譜と符合するのであるが, こうした『古事記』の記述の基になった資料は, まさに「国造本紀」の各国造条に記載されているような系譜資料であったと推定されるのではなからうか。つまり, 各国造の系譜資料があり, それは現「国造本紀」の系譜に示されるような, 各国造ごとに不統一な複雑な内容をもつもの(いいかえれば, 各国造の提出した系譜そのもの)であったが, 『古事記』はそれを整理・選択して系譜記事をなしたのに対し, 「国造本紀」(ないしその基となった史料)は, それをほぼそのまま集めた, というような状況が推定されるのである。

⑭ 天津彦根命系

師長国造

志賀高穴穂朝御世。茨城国造祖建許呂命^(意カ)兒宮富鷲意弥命。定_レ賜国造_一。

胸刺国造

岐閉国造祖兄多毛比命兒伊狭知直。定_レ賜国造_一。

須恵国造

志賀高穴穂朝。茨城国造祖建許侶命兒大布日意弥命。定_レ賜国造_一。

馬來田国造

志賀高穴穂朝御世。茨城国造祖建許呂命兒深河意弥命。定_レ賜国造_一。

茨城国造

軽嶋豊明朝御世。天津彦根命孫筑紫刀禰^(波カ)。定_二賜国造_一。

道奥菊多国造

軽嶋豊明御代。以_二建許呂命兒屋主乃禰^(刀カ)_一。定_二賜国造_一。

道口岐閉国造

軽嶋豊明御世。建許呂命兒宇佐比乃禰^(刀カ)。定_二賜国造_一。

石背国造

志賀高穴穗朝御世。以_二建許侶命兒建弥依米命_一。定_二賜国造_一。

石城国造

志賀高穴穗朝御世。以_二建許呂命_一。定_二賜国造_一。

周防国造

軽嶋豊明朝。茨城国造同祖加米乃意美。定_二賜国造_一。

これらの国造は、そのほとんどが関東地方と東北地方南部の国造であり、周防国造だけが離れて存在する。また胸刺国造を例外として、この同族関係が茨城国造を中心としたものであることは明らかである。ただ、道奥菊多・道口岐閉・石背・石城の東北地方南部の4国造は、建許呂命（建許侶命）の名をあげるだけであって、直接茨城国造と同祖であるとは記していない。その建許呂命は、『常陸国風土記』には多禰許呂命につくり、茨城郡条の割注に「茨城国造初祖。多禰許呂命。仕_二息長帯比売天皇之朝_一。当_レ至_二品太天皇之誕時_一。多禰許呂命。有_二子八人_一。中男筑波使主茨城郡湯坐連等之初祖」とみえているが、この記事は、「国造本紀」の系譜と対応しているといえよう。また、『新撰姓氏録』（大和国神別）の三枝部連条に「天津彦根命十四世孫達己呂命」とみえる達己呂命、同じく奄智造条に「同神（天津彦根命）十四世孫建擬命」とみえる建擬命は、この建許呂命と同一人物であらうし、同書（和泉国神別）の高市県主条には、「天津彦根命十二世孫建許呂命」とみえている。このことからすると、建許呂命は本来、中央において伝えられていた人物とも考えられるが、そうであったとしても、そのことからこれらの系譜を中央で作られたものとみるのは無理であらう。

⑮ 天火明命系

尾張国造

志賀高穴穗朝。以_二天別天火明命十世孫小止与命_一。定_二賜国造_一。

斐陀国造

志賀高穴穗朝御世。尾張連祖瀛津世襲命孫大八椅命。定_二賜国造_一。

丹波国造

志賀高穴穗朝御世。尾張同祖建稻種命四世孫大倉岐命^(建説カ)。定_二賜国造_一。

これらの3国造は尾張国造（尾張連）を中心とした同族関係をもつが、それがどのようにして形成されたかは判然としない。ただそれは、尾張氏が大王家との関係が深く、中央においても勢

(25)
力を有していたと考えられることと、関係があるであろう。

⑯ 椎根津彦命系

大倭国造

檀原朝御世。以椎根津彦命。初為大倭国造。

久比岐国造

瑞籬朝御世。大和直同祖御戈命。定賜国造。

明石国造

輕嶋豐明朝御世。大倭直同祖八代足尼兒都弥自足尼。定賜国造。

これらの国造は大倭国造（大倭直）を中心とした同族関係をもつが、その理由についてはこの場合もはっきりしない。なお、明石国造条にみえる八代足尼は、『新撰姓氏録』（撰津国神別）の物忌直条に「椎根津彦命九世孫矢代宿禰」とみえている。

⑰ 観松彦伊呂止命系

意岐国造

輕嶋豐明朝御代。観松彦伊呂止命五世孫十揆彦命。定賜国造。

長国造

志賀高穴穗朝御世。観松彦色止命九世孫韓背足尼。定賜国造。

観松彦伊呂止命（観松彦色止命）は他の史料にはみえない。また、意岐国造と四国地方東南部の長国造とがなぜ同族関係をもっているのか、この場合も不明である。

以上、「国造本紀」の同系国造について長々と述べてきたが、それをここで要約する必要はないであろう。ただ、一つ付け加えておきたいことは、「国造本紀」の国造の中には、中臣氏系（天兒屋命系）や大伴氏系（天忍日命系）の系譜を称する国造が1例も存在しないという点である。中央の有力豪族と同族関係にあることを明記する国造は、物部氏系が10例で一番多く、次いで和邇氏系と蘇我氏系が3例である。個々の国造の系譜は、それぞれその成立の事情を異にしているであろうが、この特徴は、「国造本紀」の系譜が形成されてきたおおよその時期を示しているように思われる。たとえば、中臣氏（藤原氏）が大きな勢力をもつようになるのは7世紀後半以降であるが、その時期に「国造本紀」の系譜が形成されたならば、そこに中臣氏系の国造が1例も存在しないというようなことはなかったと思うのである。もちろんこの特徴は、各氏の性格の違いによって生じたということも考えられるのであるが、同じくヤマト政権の軍事にかかわっていたと考えられる大伴氏と物部氏との間に、このような極端な違いがみられることは、それが、氏の性格の違いというだけでは説明できないことを示しているといえよう。

大伴氏・中臣氏・物部氏・蘇我氏などの中央の有力豪族の動向について簡単に述べることは困難であるが、大伴氏の勢力が衰えて物部氏・蘇我氏が台頭するのは、およそ6世紀前半から中頃にかけてのことと考えられ、物部氏が蘇我氏らによって討たれるのは6世紀の末であるから、「国造本紀」の系譜は、その間の6世紀中頃から後半の時期に形成されたとみるのが、上の特徴

からすると最も自然ということになる。「国造本紀」の系譜の中に「吉備臣」・「和邇臣」などの表記がみえることも、それがこの時期に形成されたとする推定を支持するものである。また国造制の成立時期が、ちょうどこの6世紀中頃から後半の時期に求められる点も注意されるであろう。

ただし、ここに述べた「国造本紀」の系譜の形成時期というのは、「国造本紀」に記載されている系譜が、個々の国造の伝承として成立した時期のことであり、それが文字化され、記紀や「国造本紀」(ないしその基となった史料)の原資料として成立した時期については、また別の問題として考えなければならない。

3. 「国造本紀」の成立過程

現「国造本紀」の国造系譜が、個々の国造(国造氏)の称していた系譜をほぼそのまま伝えているとみられるような内容・表記になっていること、そしてそれは、実際に個々の国造(国造氏)によって提出された系譜が、「国造本紀」(ないしその基となった史料)の原資料として存在したからと考えられること、これらの点はすでに述べた。そこで次に問題となるのは、現「国造本紀」が直接その原資料に基づいて書かれたものであるのか、あるいは現「国造本紀」と原資料との間に、両者を結ぶ史料(編纂物)が存在したのか、という点である。しかし、前者の可能性はほとんどないように思われる。なぜならば、個々の国造(国造氏)によって提出された系譜は、記紀の系譜記事の資料にもなったと推定されるものであり、それが現「国造本紀」が書かれた時点、すなわち『先代旧事本紀』が編纂された時点までそのまま残されていたとは考え難いからである。それよりは、後者の場合を想定した方が理解しやすいのであり、従来も、そのようにみられてきている。そしてその場合、現「国造本紀」の基になった編纂物として、大宝2年の「国造記」をあげるのがふつうであり、筆者もまた、そのように考えている。先にも述べたとおり、「国造本紀」の国造は国造氏を掲げたものとみられるのであるが、「国造記」は、「詔定_二諸国国造之氏_一。其名具_二国造記_一」(『続日本紀』大宝2年4月庚戌条)とあるように、国造氏を記録したものであることが明らかであり、「国造本紀」の国造を国造氏とみることによって、その考えは一層妥当性をもつことになった、といえるのである。

なお、この「国造記」については、上に引用した『続日本紀』の記事の「其名具_二国造記_一」の部分で、「その名を国造記に具す」と読めば、大宝2年に国造氏が認定された段階で「国造記」も作成されたことになるが、「その名は国造記に具なり」と読めば、必ずしもこの時に「国造記」が作成されたということにはならず、「国造記」はその後のある時期に作られ、『続日本紀』の編纂時点に存在していた、と解釈することも可能である。しかし、国造氏を認定した際に、それをまとめて登録するということが当然行われたであろうから、後者の読みに従った場合でも、「国造記」は大宝2年の段階で作成され、それが『続日本紀』の編纂時にも残されていた、と解する

のが妥当であろう。また、「国造記」は国造氏を記録したものであるから、そこに各国造氏の系譜が記されていた可能性はきわめて高いと考えられる。「国造本紀」の国造系譜が、「国造記」に基づくものであることは、ほぼ間違いないと思われる。

それでは、この「国造記」はどのようにして作られたのであろうか。『続日本紀』には、国造氏を認定する2カ月前のこととして、「為_レ班_二大幣_一。馳_レ駆追_二諸国国造等_一。入_レ京」(大宝2年2月庚戌条)という記事が載せられており、諸国の国造らを入京させたことと、国造氏を認定したことが、密接な関係にあることは明らかであろう。したがって、「国造記」が入京した国造らの主張を入れて作成された⁽²⁷⁾、ということは十分に考えられることである。「国造本紀」の系譜が、各国造氏の称する系譜をそのまま載せたようなものになっているのは、この点と関係があるのではなからうか。すなわち、国造氏が認定されるにあたって、旧来の国造⁽²⁸⁾一族は自らの伝える系譜を中央政府に提出したことが推定されるのであり、これに基づいて国造氏が認定され、「国造記」が作成されたとみられるのである。また、「国造本紀」の系譜に天武朝の改賜姓以前の氏の表記がとられているのは、各国造の提出した系譜が、それぞれの有していた古くからの伝承に従って文字化されたものであり、「国造記」がその表記をかえずに作成されたものであったからであろう。この点、記紀の系譜も同様であり、大宝2年の段階で各国造一族によって提出された系譜が、同時に記紀の国造関係の系譜記事の原資料にもなったということが考えられるのである⁽²⁹⁾。

もちろん、このように述べてきたからといって、現「国造本紀」には、国司のことなども記載されているのであるから、そのすべてが「国造記」に基づくものでないことはいうまでもあるまい。「国造記」に基づくといえるのは、「国造本紀」に掲げられている国造氏の名と、その系譜部分についてのみである。

「国造本紀」の序文や、国造の設置時期を記した部分のほとんどが、「国造本紀」が『先代旧事本紀』の1巻として成書化された段階で付け加えられたものと考えられることは、別稿で述べたとおりであり、現「国造本紀」と「国造記」とでは、その体裁はかなり異なっていたことが推定されるのである。現「国造本紀」が国造の配列において、无邪志国造・胸刺国造を東海道に配していることも、武蔵国が東山道から東海道に所属の変更された宝亀2年(771)以降の知識によるとみてよく、そのことを示すものといえるであろう。したがって、「国造記」は原「国造本紀」といえるような体裁のものではなかったと考えられるのであるが、「国造記」と現「国造本紀」との間に、原「国造本紀」といえるような編纂物が作成されたか否かについては、現在のところ筆者は定見を持つまでに至っていない。

しかし、現「国造本紀」にみえる各国造(国造氏)の系譜が、たとえ間接的であったにせよ、「国造記」に基づくものと考えられることには変わりはないのであり、その「国造記」が、各国造の提出した系譜を原資料としており、さらにその系譜が、各国造の古くから持っていた伝承(それは6世紀中頃から後半に形成されたと推定される)に従って提出されたものであるならば、その間に多少の改変はあったとしても、「国造本紀」の系譜は、国造制下の国造を研究する際の

史料として、十分使用できるということになるであろう。本稿で述べてきたことは、この点につきるのであるが、最後に蛇足を加えるならば、このことは、けっして「国造本紀」の国造系譜の内容までが史実であるということを行っているのではなく、それは、あくまで各国造が称していた系譜を、「国造本紀」が伝えているということである。

註

- (1) 坂本太郎『大化改新の研究』(至文堂, 1938年)。松村武雄『日本神話の研究』第1巻(培風館, 1954年)。鎌田純一『先代旧事本紀の研究』研究の部(吉川弘文館, 1962年)。吉田晶「国造本紀における国造名」(同氏『日本古代国家成立史論』東京大学出版会, 1973年, 所収)等参照。
- (2) 鎌田純一, 註(1)書。
- (3) 拙稿『『国造本紀』についての2・3の問題』(『成城短期大学紀要』20)。
- (4) 国造氏については、大宝2年に旧来の国造一族が国造氏として公的に認定されたものと考えており、その中には少数ではあるが実際には国造でなかった一族も含まれていたと考えている(拙著『国造制の成立と展開』吉川弘文館, 1985年, 参照)。
- (5) 「国造本紀」の国造を国造氏と考えることについて、別稿〔註(3)拙稿〕で述べた理由を簡条書きにして簡単に繰り返しておく、次のとおりである。
 - ① 国造には様々な用法があり、「国造本紀」の国造を本来の意味での国造(国造制下の職ないし地位としての国造)とのみ解する必要はなく、それを国造氏と解しても何ら問題は生じない。
 - ② 「国造本紀」においては、各国造の伝文に初代国造の系譜を載せることを原則としており、このこと自体、「国造本紀」の国造が国造氏であることを示していると考えられる。
 - ③ 「国造本紀」の国造を国造氏と考えれば、本文にみたとおりに、ふつう重複とみなされている3例についても、矛盾なく説明することができる。
 - ④ 「国造本紀」の国造の中には、右のほかにも実際には国造ではなかったと考えられる例が含まれている(たとえば、道奥菊多国造・道口岐閉国造・石城国造などは、その領域が『常陸国風土記』によれば多珂国造のそれに含まれてしまうのであり、これらの国造を国造制下における実際の国造と考えるのは困難である)。
 - ⑤ 「国造本紀」の典拠として、ふつう大宝2年の「国造記」があげられるが、もしそうであるならば、「国造記」は国造氏を登録したものであるから、「国造本紀」の国造も国造氏とみるのが妥当である(この点についてはのちの本文でもふれる)。
- (6) 鎌田純一, 註(1)書。
- (7) 以下、同様の例については具体的検討を省略する。
- (8) 意知別命(落別王)は、『日本書紀』(垂仁天皇34年3月丙寅条)には祖別命につくる。
- (9) 息速別命は、『古事記』(垂仁天皇段)に伊許婆夜和気命、『日本書紀』(垂仁天皇15年8月朔条)に池速別命とみえており、意知別命(落別王・祖別命)とは明らかに別人である。
- (10) 『日本三代実録』貞観17年12月27日条
- (11) なお、(23)三野後国造の場合について、簡単に述べておくことにしたい。美濃(三野)地方の国造としては、「国造本紀」に三野前国造・三野後国造の2国造の名がみえるほか、『古事記』(開化天皇段)に本巢国造、『上宮記』所引の「一云」に牟義都国造の名がみえており、これらの4国造について、それぞれ別個の国造とみる説と、三野前国造と本巢国造、三野後国造と牟義都国造を同一の国造として、2国造とみる説とがある。「国造本紀」の三野後国造の系譜が記紀の系譜と異なることになるのは、後者の説に従った場合であるが、『別聚符宣抄』に載る延喜14年8月8日の太政官符によれば、美濃国には24町の国造田が存在しており、国造田は本来、国造(いわゆる旧国造)に対する一種の「職分田」として6町ずつ設置されたものと考えられるから〔註(4)拙著参照〕、のちの美濃国の範囲には少なくとも4国造が存在していたことになり、前者の説に従うべきであると考えられる。したがってこの三野後国造の場合も、記紀と系譜を異にする例には入らないと考えるのである。
- (12) 『先代旧事本紀』の「国造本紀」以外の巻には、大和・山代・三河・遠江・駿河・秩父・斐陀・丹波・但馬・安芸・讃岐・豊国・宇佐・大分の14の国造についてその系譜を載せているが、そのうちの

- 大和・山代・但馬・豊国・宇佐・大分の6国造の系譜が、「国造本紀」にみえるそれぞれの系譜と符合しない。
- (13) 道口岐閉国造の系譜が天津彦根命系であることについては、のちの本文を参照。
 - (14) この例については、のちの本文で具体的に述べる。
 - (15) なお、久味国造については、その伝文に「軽嶋豊明朝。神魂尊十三世孫伊与主命。定_二賜国造_一」とあり、久味国造の氏姓が久米直であった場合は、ここで述べた(45)紀伊国造と同様の例ということになるが、もしそうでなかったとしたら、それは(5)伊賀国造と同様の例ということになる。
 - (16) 以下の分類では、「国造本紀」の記載からだけではどの系に属するか不明の場合は、記紀など他の史料に従って分類してある。ただし、「国造本紀」と他の史料の系譜が異なる場合は、「国造本紀」に従っている。
 - (17) 以下の例についてはいちいち指摘はしないが、引用文にアンダーラインを付してある。
 - (18) 岸俊男「ワニ氏に関する基礎的考察」(同氏『日本古代政治史研究』塙書房、1966年、所収)参照。
 - (19) 多佐臣は『日本書紀』(雄略天皇7年は歳条)にみえる吉備上道臣田狭と同一人物であろうが、『日本書紀』では中彦命(仲彦)の子とはされていない。
 - (20) 吉田晶「吉備氏伝承に関する基礎的考察」(藤井駿先生喜寿記念会編『岡山の歴史と文化』福武書店、1983年、所収)。湊哲夫「吉備氏始祖伝承の形成過程」(日本史論叢会編『歴史における政治と民衆』日本史論叢会、1986年、所収)参照。
 - (21) 坂本太郎、註(1)書参照。
 - (22) 岸俊男「紀氏に関する一試考」[同氏、註(18)書所収]参照。
 - (23) 新野直吉「東北氏姓国造の系譜」(『歴史』22)。
 - (24) 阿尺国造の氏姓は丈部直、染羽国造・信夫国造の氏姓は丈部、白河国造の氏姓は奈須直と考えられるが、これらはいずれも阿倍氏系である。
 - (25) 新井喜久夫「古代の尾張氏について」(『信濃』21-1・2)参照。
 - (26) 註(4)拙著参照。
 - (27) 吉田晶、註(1)論文にこの指摘がある。
 - (28) そこには、国造氏に認定されることを求めた、旧来の国造以外の一族も含まれていたと考えられる。
 - (29) このことは、記紀の国造関係の系譜記事の原資料となったのが、この時に提出された系譜だけであったということ述べているのではない。
 - (30) 註(3)拙稿。
 - (31) 坂本太郎、註(1)書にこの指摘がある。

(成城短期大学 国立歴史民俗博物館共同研究員)

Genealogy of Kuni-no-Miyakko in "Kokuzô Hongi"

SHINOKAWA Ken

The "Kokuzô Hongi" contained in volume 10 of the "Sendai Kuji Hongi" is composed of a preface and a text. The text lists about 130 names of Kuni-no-Miyakko (provincial governor), and contains, for each of them, a report on when the governorship was established and the genealogy of the first Kuni-no-Miyakko in the province. In the present paper, the author examines the historiographical value of the genealogical part, and thereby studies the process of the establishment of the Kokuzô Hongi". It is generally accepted that the history of Kuni-no-Miyakko included in the "Kokuzô Hongi" is not a simple patchwork of genealogies of Kuni-no-Miyakko such as had appeared in earlier documents such as the "Kojiki" and "Nihon-Shoki", or a fiction fabricated by the editor of the "Sendai Kuji Hongi". In this paper, the author first examines the genealogies of Kuni-no-Miyakko in the "Kokuzô Hongi" by comparing them with those contained in the "Kojiki" and "Nihon-Shoki", and verifies the above assumption.

Then, the author investigates the content, style of writing, and so on, of the genealogies of the "Kokuzô Hongi", and tells that the genealogies were basically reports of those actually stated by each Kuni-no-Miyakko, and that genealogies were conceived as formed from the middle to the late 6th century. Finally, the author draws the conclusion that "Kokuzô Hongi" was prepared based on the genealogies which had been presented by each Kuni-no-Miyakko when granted the title; that "Kokuzô-ki" was compiled based on the data presented, and that the genealogies in the "Kokuzô Hongi" were written using the "Kokuzô-ki" as original data.